

合併協議会 だより 第10号



Okawachi

Kanzaki



大河内町において「第15回ふるさと文化祭」が開催されました。

目 次

- 第12回合併協議会の結果報告 2
- 第13回合併協議会の結果報告 4
- 合併協定項目の協議状況 7
- 合併協議会からのお知らせ 8





第十二・十三回合併協議会が開催されました



第十二回合併協議会

十月十五日、大河内町保健福祉センターにおいて、第十二回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、協議事項五件について協議が行われました。



協議事項

【協議第四十三号】

新町建設計画（その二）について

新町における主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画について協議されました。

新町における主要施策については、まちづくりの目標・施策の柱・主要施策からなる重点推進プランが承認されました。なお、県事業については今後も継続的に協議していくこととなります。

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、現施設の利用状況や財政事情などを考慮していくことで承認されました。

最後の財政計画では、健全な財政運営を行うことを基本とし、合併による歳出の削減効果、サービス水準の向上や新町における主要事業に必

要な経費のほか、各種財政支援措置を反映させ作成していくことや、各予算区分の前提条件についても協議されましたが、今後も県との協議が必要なことから、調整終了後に報告することで承認されました。

【協議第四十四号】

その他事業（その二）出納業務の取扱いについて

出納業務の取扱いでは、指定金融機関、指定代理金融機関については、両町とも同じですが、収納代理金融機関、収納代理郵便局については、各金融機関と調整する必要がある、次のとおり調整することで承認されました。

〔指定金融機関等の指定について〕

◆指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納代理郵便局は、新町発足までに調整する。

【協議第四十五号】

町名・字名の取扱いについて

旧町名は、両町の住民にとって愛着が深く、合併先進地では「新市名＋旧町名＋字名」とする例が多いようですが、神崎町・大河内町での

合併の場合、合併後も「町」のままなので、「新町名＋旧町名＋字名」となると理解しにくい住所表示となると思われます。

（旧町名挿入例）

〇〇町神崎町中村〇〇番地

〇〇町大河内町寺前〇〇番地

また、旧町名を挿入することにより住所表示の文字数が多くなることによる弊害も想定されることから、次のとおり調整することで承認されました。

〔町名、字名の取扱いについて〕

◆新町名称の後に、旧町名は使用しない。

（例）〇〇町中村〇〇番地

（例）〇〇町寺前〇〇番地

◆大字名は、両町において同一名がないので現行のとおりとす。
（表一参照）



表一 両町の行政区名、大字名一覧表

神 崎 町		大 河 内 町	
行政区名	大 字	行政区名	大 字
(越知谷地区)		(寺前地区)	
新 田 シンデン	新 田	新 野 ニイノ	新 野
作 畑 サクハタ	作 畑	野 村 ノムラ	野 村
大 畑 オオハタ	大 畑	比 延 ヒエ	比 延
越 知 オチ	越 知	寺 前 テラマエ	寺 前
岩 屋 イワヤ	岩 屋	鍛 治 カジ	鍛 治
(粟賀地区)		大 河 オオカワ	大 河
根宇野 ミヨノ	根宇野	上 岩 アゲイワ	上 岩
山 田 ヤマダ	山 田	高朝田 タカチョウダ	高朝田
中 村 ナカムラ	中 村	宮 野 ミヤノ	宮 野
粟賀町 アワガマチ	粟賀町	南小田 ミナオダ	南小田
福 本 フクモト	福 本	上小田 カミオダ	上小田
貝 野 カイノ	貝 野	(長谷地区)	
寺 野 テラノ	寺 野	川 上 カワカミ	川 上
柏 尾 カシオ	柏 尾	大川原 オオカワラ	長 谷
加 納 カノウ	加 納	本 村 ホンムラ	長 谷
東柏尾 ヒガシカシオ	東柏尾	赤 田 アカダ	長 谷
(大山地区)		重 行 シゲキ	長 谷
吉 富 ヨシトミ	吉 富	為 信 タメノブ	長 谷
杉 スギ	杉	峠 トウゲ	長 谷
大 山 オオヤマ	大 山	栗 クリ	栗
猪 篠 イザサ	猪 篠	淵 フチ	淵

【協議第四十六号】

総務関係事務事業（その一）選挙
関係事務事業の取扱いについて

選挙関係事務事業の取扱いでは、選挙管理委員会、各種選挙、投票区及び開票区などの取扱い七項目について協議され、すべて承認されました。

（選挙管理委員会について）

◆新町の選挙管理委員四名は、神崎町から二名、大河内町から二名選

出する方向で、新町発足までに調整する。

◆選挙管理委員会規程については、現行の規定内容を基本に、新町発足までに調整する。

（農業委員会委員選挙について）

◆執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。

（財産区議会議員選挙について）

◆執行方法及び経費負担については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。

（市町村長選挙について）

◆執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、五十日以内に選挙を実施することから、新町発足までに調整・再編する。

（市町村議会議員選挙について）

◆執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。

（投票区及び開票区等について）

◆投票区の設定については、有権者の便宜を図る面から、現行どおりの二十五投票区とする。

◆開票区は、一開票区とし、開票開始時刻は、新町発足までに調整する。

◆支所等における期日前及び不在者投票所の設置は、新町発足までに調整する。

（ポスター掲示場の設置について）

◆投票区毎の設置数については、区内の可住面積、距離、有権者数等から現状の設置数で合理性があると判断し、現行どおり新町に引き継ぐ。

【協議第四十七号】

農林水産関係事業（その二）の取扱いについて

農林水産関係事業については、農業共済事業、生産組織育成及び農業関係団体などの取扱い八項目について協議され、次のとおり調整することと承認されました。

（農業共済事業について）

◆農業共済事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。なお、合併等により、構成町に変更がある場合は、農業共済事務組合において関係自治体での必要事項を調整する。

（生産組織育成及び農業関係団体について）

◆生産組織体制（農会、営農組合）については、大河内町の例により調整する。

◆神崎町の営農組合長手当及び営農組合補助金については、大河内町の例により、農会長手当及び農会補助金とし、手当及び補助金の額は、新町発足までに調整する。また、各補助制度は、財政状況及び各営農組合の運営状況を勘案しながら、要綱の見直しを含めて新町発足までに調整する。

◆生産組織育成事業については、現状を十分に把握し、新町発足までに調整する。

◆キャベツ価格安定基金制度補助金については、現行のまま新町に引き継ぐ。

◆神崎町の「集落営農振興協議会」及び大河内町の「農事部会」の組織並びに補助金等については、新町発足までに調整する。

〈農業融資について〉

◆農業融資制度に係る事務処理については、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、新町発足後において、利子補給制度を検討する。

〈林業振興補助事業について〉

◆神崎町木工芸センターの管理委託事業は、現行のまま新町に引き継

ぐこととし、木材フェア実施委託事業は、継続を基本に両町の森林組合と協議し調整する。

〈森林体験学習について〉

◆木材フェアについては、継続を基本に両町の森林組合と協議調整し、森づくりオーナー制度は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、緑の少年団は、大河内町の例により調整する。

〈猟友会について〉

◆活動内容及び補助金等については、猟友会の組織の統合問題と併せて、両町の猟友会と協議し調整する。

〈有害鳥獣捕獲助成について〉

◆大河内町の「野猿捕獲助成制度」を基本に、被害が拡大している他の鳥獣も含めて調整する。

〈有害鳥獣防止対策補助について〉

◆有害鳥獣防止対策施設設置事業の町単独補助制度は、大河内町の例により調整する。

提案事項

【提案第三十七号】

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

【提案第三十八号】

農林水産関係事業（その三）の取扱いについて

【提案第三十九号】

消防団の取扱いについて

第十三回合併協議会

十月二十七日、神崎町ケールテレビ局舎において、第十三回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項一件、協議事項三件について協議が行われました。

報告事項

【報告第三十号】

神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

合併協議会規約により監査委員として委嘱していましたが太田昭男氏が辞任されたことにより、新たに井上秀樹氏が監査委員として、委嘱された旨の報告並びに、電算システム統合にかかる専任職員二名の配置がなされた旨の報告がなされました。

協議事項

【協議第四十八号】

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

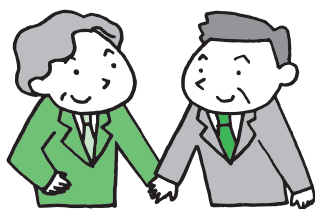
新設合併の場合、議会議員は全て失職となり、首長と同様、合併の日から五十日以内に選挙を行うこととなります。しかしながら、合併という特殊な事情を勘案し、合併特例法で特例（表二参照）が定められており、いずれかの制度を適用することとなります。いずれの制度を適用するにしても合併の理念を念頭におく必要がありますが、合併直後の重要



表二 議会議員の定数及び任期の取扱い方法

区 分	①合併特例法を適用しない場合	②定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	③在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年（地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年（地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。 ※平成18年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任することで承認。
3 定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口1万以上 2万未満の町 22人 （平成15年1月1日から施行） ※人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。（地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 ※合併後の人口が 人口1万以上 2万未満の町 22人 2倍を超えない範囲 22人×2＝44人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定に至るまで減少する。 ※在任期間終了後の議員定数は16人とすることで承認。
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内に設置選挙（公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内に設置選挙（公職選挙法第33条第3項）	設置選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条））		

が第13回合併協議会において承認されました



な時期に議会が存続しないことは望ましくありません。また、合併直後調整するとされた協議事項も数多く、合併後の新町の予算編成、執行及び新町建設計画の事業実施については、合併調整に参画した議員が責任を持って審議することがその実効性をより高めることができると考えられることから、次のとおり調整することで承認されました。

（議会議員の定数及び任期の取扱いについて）

◆議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、平成十八年四月三十日まで引き続き新町の議会議員として在任する。また、在任期間終了後の議員の定数は十六人とする。

【協議第四十九号】

農林水産関係事業（その三）の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いでは、農業研修施設・体験農業施設の管理、漁業協同組合の取扱いなど三項目について協議され、次のとおり承認されました。

〈農業研修施設・体験農業施設の管理について〉

◆農業研修施設及び体験農業施設の管理運営並びに利用料金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈特産物施設管理について〉

◆運営主体の役割や経営内容等を勘案し、個々の状況に応じた支援策を講じており、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈漁業協同組合について〉

◆事務局等の運営体制及び補助制度（目的・金額等）については、新町建設計画等における取り組み方針及び各漁業協同組合の状況を勘案しながら、新町発足までに調整する。

【協議第五十号】

消防団の取扱いについて

消防関係事業の取扱いでは、防災・防犯の取扱いや消防団組織、消防団施設及び車輛、機械器具等の維持管理などについて協議され、次のとおり調整することで承認されました。

〈防災・防犯について〉

◆地域防災計画については、旧町の計画を廃止し、県地域防災計画等との調整を図りながら、新町発足後において新たに地域防災計画を策定する。

◆自主防災組織の組織体制及び指導体制については、新町発足後、速やかに大河内町の例により再編する。なお、防災資機材は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、支援体制については、活動補助金を支給する方向で、新町発足までに調整する。

〈消防団について〉

◆消防団の取扱いについては、平成十八年三月三十一日までは現行のまま新町に引き継ぐこととし、併せて、両町において消防審議会等

第三者機関を設け、両町合同で審議し、平成十八年四月一日から統一するよう調整する。

市川町からの合併協議会への参加申し入れについて

十月十八日に市川町の尾崎町長から神崎町・大河内町でつくる法定合併協議会への参加申し入れがなされました。

《合併協議への参加申し入れ書》

国の三位一体改革が進む中で、地方交付税の大幅な減少など地方公共団体を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応していくためには、合併による規模等のメリットを生かした効率的な行財政運営が必要となっています。

このような市川町を取り巻く厳しい行財政状況とこれまでの神崎郡の歴史的経緯、組合を通じた三町のつながり等を考慮し、神崎町と大河内町の合併協議への参加を申し入れさせていただきます。

神崎町・大河内町合併協議会において、既に新町建設計画策定に係る協議等が進められていることは承知しておりますが、本町を取り巻く状況等をご理解いただき、神崎町・大河内町及び市川町の三町による合併の可能性について、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

市川町長 尾崎 光雄

合併協定項目の協議状況 平成16年10月27日現在

神崎町・大河内町合併協合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16. 2.15	第2回 H16. 3. 2
2	合併の期日	第2回 H16. 3. 2	第9回 H16. 8.25
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（合併特例法規定項目）			
6	新町建設計画（その1）	第7回 H16. 7.17	第7回 H16. 7.17
	新町建設計画（その2）	第12回 H16.10.15	第12回 H16.10.15
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
9	地方税の取扱い（その1）	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（その他の項目）			
11	特別職の身分の取扱い	第8回 H16. 7.28	第9回 H16. 8.25
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第6回 H16. 6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第6回 H16. 6.30
18	町名、字名の取扱い	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
19	慣行の取扱い（その1）	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
	慣行の取扱い（その2）	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
20	国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16. 7.28	第9回 H16. 8.25
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16. 6.30	第7回 H16. 7.17
22	消防団の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
23	自治会・行政連絡機構の取扱い	第10回 H16. 9.14	第11回 H16. 9.29
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業		
	-2 総務関係事務事業（その1）	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
	-3 企画関係事務事業		
	-4 税務関係事務事業	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	-5 住民関係事務事業（その1）	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	住民関係事務事業（その2）	第8回 H16. 7.28	第9回 H16. 8.25
	住民関係事務事業（その3）	第10回 H16. 9.14	第11回 H16. 9.29
	-6 保健衛生関係事務事業	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-7 環境衛生関係事務事業	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-8 福祉関係事務事業（その1）	第6回 H16. 6.30	第7回 H16. 7.17
	福祉関係事務事業（その2）	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	福祉関係事務事業（その3）	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	-9 農林水産関係事業（その1）	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	農林水産関係事業（その2）	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
	農林水産関係事業（その3）	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
	-10 商工・観光関係事業	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-11 建設関係事業（その1）	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	建設関係事業（その2）	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-12 上・下水道事業（その1）水道事業	第5回 H16. 6.13	第6回 H16. 6.30
	上・下水道事業（その2）下水道事業	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	-13 学校教育事業	第6回 H16. 6.30	第7回 H16. 7.17
	-14 社会教育事業	第8回 H16. 7.28	第10回 H16. 9.14
	-15 電算システム事業	第3回 H16. 3.20	第4回 H16. 4.28
	-16 地域情報化事業		
	-17 その他事業（その1）	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	その他事業（その2）	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
◎その他の項目について			
	その他特に必要な項目について		

合併協議会からのお知らせ

新町名称の募集について

この度は、新しいまちの名称の募集にあたり、両町の皆さんからたくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。合併協議会では今後、新町名称の選定に向けて具体的に検討を進めていきます。選定の経過については、随時、協議会だよりやホームページ等でお知らせしていきます。

ひとまず、平成16年11月17日現在の応募状況についてお知らせします。

新町名称募集中間報告

応募者数	応募件数
101人	167件

◆ 第15回合併協議会

日時：12月12日(日) 午後1時30分～

場所：神崎町ケーブルテレビ
ネットワーク局舎 会議室

◆ 第16回合併協議会

日時：12月22日(水) 午後1時30分～

場所：大河内町保健福祉センター
2F 福祉講習室

※協議会開催日は予定であり、両町の行事等で変更もあります。



監査委員変更について

(敬称略)

変更前	変更後
太田 昭 男	井 上 秀 樹

合併協議会事務局職員名簿

平成16年10月25日付で、合併協議会事務局職員の人事異動がありました。

職 名	氏 名	派遣元
電算情報係長	藤 原 秀 洋	神 崎 町
電算情報係長	高 内 教 男	大 河 内 町

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>